

薩長両藩(新政府)の動向	幕府の動向
反幕・倒幕運動(パークス [イギリス駐日公使] の援助)	公議政体論(ロッシュ [フランス駐日公使] の援助)
1867年 明治天皇即位(←孝明天皇死去) 1867年 討幕の密勅(10月14日) → 朝廷から薩摩藩主・長州藩主に下された徳川慶喜の討伐命令 → 岩倉具視(公家)・大久保利通ら薩長藩士が画策(偽勅説が有力) —— [社会の混乱] —— ① 世直し一揆(世直しを求めた百姓一揆) ② 教派神道(政府から公認された13派の民間神道団体)の流行 ex. 天理教(中山みき)・黒住教(黒住宗忠)・金光教(川手文治郎) ③ 御蔭参り(伊勢神宮への民衆の集団的な参詣)の流行 ↓ 約60年周期で発生(1650・1705・1771・1830年に数百万人が参詣) ④ ええじゃないか(1867年から広がった民衆乱舞) 東海地方に伊勢神宮のお札が降ったことが契機 1867年 王政復古の大号令(12月9日) ① 摂政・関白・幕府の廃止→天皇中心の新政府を樹立 ② 三職(総裁[皇族]・議定[公家・大名]・参与[有力藩士])の設置 = 有栖川宮熈仁親王 薩長が中心のメンバー 1867年 小御所会議(12月9日夜) 三職による徳川氏処分に関する会議→徳川慶喜の辞官納地を決定 内大臣の辞任と領地の一部返上	1867年 大政奉還(10月14日) 公議政体論(將軍を議長とする雄藩連合政權構想)に基づき、 倒幕運動を回避するため、徳川慶喜が朝廷への政權返上を上奏 〔坂本龍馬 → 後藤象二郎 → 山内豊信(容堂) → 徳川慶喜〕 〔「船中八策」 〔土佐藩士〕 〔前土佐藩主〕 〔15代將軍〕〕 —— [戊辰戦争(1868~69)(新政府・旧幕府間の戦争)] —— ① 鳥羽・伏見の戦い(1868)(旧幕府軍と薩長軍が交戦→薩長軍が勝利) → 江戸へ引き上げた慶喜追討のため、薩長を中心とした東征軍(官軍)を派遣 東征大総督=有栖川宮熈仁親王(実質的には西郷隆盛) ★相楽総三(赤報隊隊長)は年貢半減令を掲げ進軍するが偽官軍として処刑 ② 江戸城の無血開城(旧幕府側の勝海舟・新政府側の西郷隆盛の会談) ↓ ★江戸を東京に改称→のち、京都から東京に遷都(1869) ③ 上野戦争(旧幕府有志が彰義隊を結成し上野で新政府軍に抵抗) 大村益次郎(長州藩士)の指揮→アームストロング砲などで彰義隊は全滅 ④ 奥羽越列藩同盟(奥羽越諸藩が新政府に対抗して結成した同盟) ↓ 輪王寺官能久親王を擁して、東北25藩・越後6藩が参加 ⑤ 北越戦争(河井継之助[長岡藩家老]の抗戦も長岡城が落城) ⑥ 会津戦争(松平容保[会津藩主]を中心に新政府軍に徹底抗戦) ↓ 会津若松城の落城(白虎隊の集団自決)→奥羽越列藩同盟も崩壊 ⑦ 箱館戦争(1869)→五稜郭陥落(戊辰戦争終結) → 榎本武揚(旧幕臣)降伏・土方歳三(元新撰組副長)戦死
1868年 五箇条の(御)誓文(新政府の基本方針) to 諸外国・諸大名 (3月14日) 起草=由利公正(越前藩士) 修正=福岡孝弟(土佐藩士)「列侯会議ヲ興シ」 加筆=木戸孝允(長州藩士)「広ク会議ヲ興シ」 形式=明治天皇が天地神明に誓う形で発布 内容=公議世論の尊重(1.2.3条)・開国和親(4.5条) 1868年 五榜の掲示(民衆の心得を表す5種の高札) to 庶民 (3月15日) ① 五倫(儒教)道德の遵守 ② 徒党・強訴・逃散の禁止 ③ キリスト教の禁止 but 長崎の浦上信使弾圧事件で列国から批判を受ける → キリシタン禁制の高札を撤去(1873) = キリスト教を黙認 1868年 政体書(三職を廃止して新政府の政治組織を定める) = 政治体制制 (4月21日) 起草=福岡孝弟(土佐藩士)・副島種臣(佐賀藩士) 参考=アメリカ憲法・『万国公法』西周 『令義解』・『西洋事情』福沢諭吉 ① 太政官制の復活(太政官への権力集中) ② 形式的な三権分立(行政官・司法官・議政官を設置) ③ 高級官吏の4年任期と互選による交代制 ④ 地方制度は府藩県三治制 1868年 一世一元の制(天皇一代の間は一つの元号) ★明治に改元(1868)	—— [不換紙幣(戊辰戦争の戦費を補うため新政府が発行)] —— 1868年 太政官札(高額の不換紙幣)の発行(由利公正の建議) 1869年 民部省札(小額の不換紙幣)の発行 明治政府の信用度が不十分であったため紙幣価値が下落 行政・司法・立法 選挙で交代させるが実際は1回しか実施されなかった 政府直轄領(もと幕領)を「府(東京・大阪・京都)」「県」とし、 「藩」は従来どおり大名が治める=江戸時代と変わっていない!

[NOTE]

自国の正貨保有量が少ない場合

[兌換紙幣(正貨(金貨 or 銀貨)と交換できる紙幣)]

- ① 金本位制(紙幣と金貨が交換できる・貿易取引を金貨で決済) = 欧米
② 銀本位制(紙幣と銀貨が交換できる・貿易取引を銀貨で決済) = アジア
→ 通貨発行量は自国の正貨保有量と同じにする
= 通貨流通量が安定するので物価・紙幣価値は安定

[不換紙幣(正貨(金貨 or 銀貨)と交換できない紙幣)]

- 自国の正貨保有量にかかわらず自由に紙幣を発行
→ 通貨発行量は政府がコントロール(管理通貨制度)
① 通貨発行量が多い場合 → インフレーション(物価高)・紙幣価値は下落
② 通貨発行量が少ない場合 → デフレーション(物価安)・紙幣価値は上昇

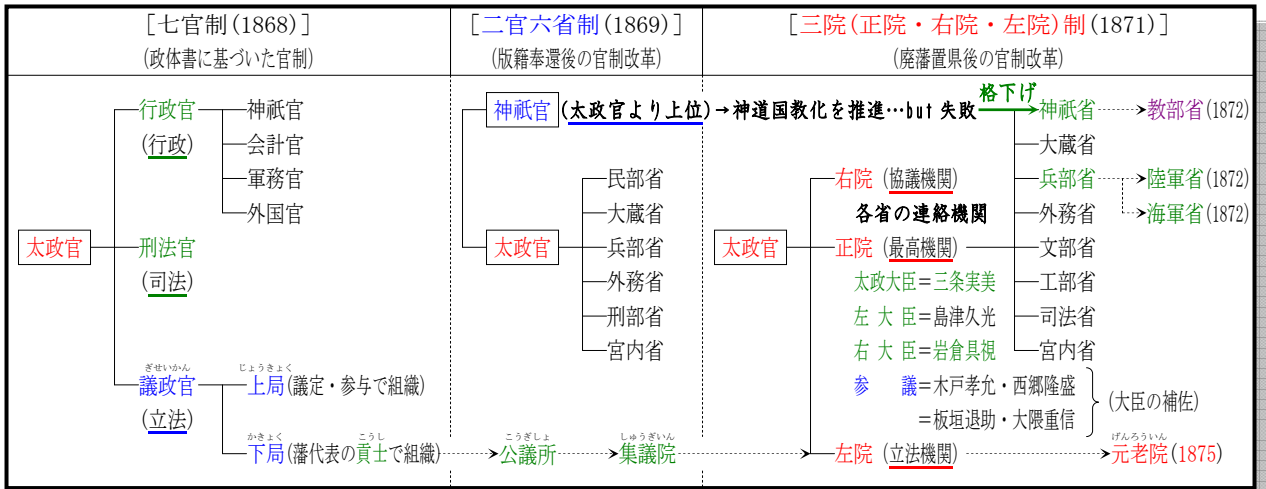
中央集権化政策	身分制度・経済政策
1869年 版籍奉還 (王土王民思想に基づき版(土地)と籍(人民)を天皇に返上) 薩摩 建議=大久保利通 (薩摩藩士)・木戸孝允 (長州藩士) 長州 薩長土肥の4藩主が奉還を申し出、諸藩主もこれにならう 土佐 →旧藩主は知藩事に任命され、徴税・軍事など藩政にあたる 肥前 =旧大名の実質的温存(江戸時代と変わっていない) ★旧藩主の家禄(政府が支給する給与)は旧来の石高の10分の1 =華族・士族などに対して俸禄の代わりに支給する給与 1869年 官制改革 (太政官(行政)の上位に神祇官(祭祀)を設置)	1869年 四民平等 (公家・大名→華族・武士→士族・農・工・商→平民) 天皇 ①奉還 ②任命 藩 版(土地) 藩主 籍(人民) 知藩事(地方長官) 中央 府知事 県令 ④任命→派遣 ③クビにされ、東京に強制移住 国内の政治的統一が完成 =中央政府に権力が集中
1871年 廃藩置県 (藩を廃止し、政府直轄領の県を設置) ①薩長土3藩から集めた(御親兵(のち近衛兵)の武力を背景に断行 ②知藩事を罷免して東京居住→代わりに府知事・県令を中央から派遣 成功の理由 ①戊辰戦争の戦費などで諸藩の財政は窮乏していた ②諸藩の負債・藩士への家禄支給は政府が引き継ぐ ★3府302県(1871.7)→3府72県(1871.11)→3府43県(1888) 1871年 官制改革 (神祇官を廃止し、三院(正院・左院・右院)を設置)	1871年 身分解放令 (えた・非人の称を廃止し、新平民とする) 1871年 戸籍法 (戸籍作成を全国的に統一する) but 差別は残る →壬申戸籍 (1872) (最初の全国的統一戸籍として作成) 1871年 新貨条例 (伊藤博文の建議で統一貨幣制度を確立) ①円・銭・厘の10進法 江戸時代は両・分・朱の4進法(1両=4分=16朱) ②金本位制 (建前上)の採用(欧米諸国にならう) アジア(銀本位)との貿易のため開港場に限り貿易銀(1円銀貨)の通用を認める =実質的には金銀複本位制
1872年 徴兵告諭 (徴兵令の意図を説明) →血税一揆 (徴兵に反対して起きた農民一揆) 「西人コレヲ稱シテ血税トイフ」を誤解する 治安維持のため、内務省(1873)を設置し警察を統轄 →管轄下に川路利良の建議で東京に警視庁(1874)を設置	1872年 国立銀行条例 (渋沢栄一の尽力) ←伊藤博文の建議 ①アメリカのナショナルバンクの制度を参考(民間の銀行) ②銀行に紙幣発行権を与えるが、紙幣の正貨兌換を義務づける →1873年の第一国立銀行(頭取=渋沢栄一)を含め4行が設立 ★出資=三井組・小野組(→小野組と島田組は1874年に破産)
1873年 徴兵令 (満20歳以上の男子に3年間の兵役義務) 構想=大村益次郎 (長州藩士)のち、暗殺される 実現=山県有朋 (長州藩士) 理念=国民皆兵(士族も平民も徴兵の対象) ★免役規定 (官吏・官立学生・戸主・嗣子・代人料270円納入者) 役人 国立学生 親父 長男 実質徴兵率は10~20%→免役規定は1889年に全廃	民間の国立銀行の設立を許可するが、発行する紙幣は正貨(金貨)と交換できる兌換紙幣でなければならない but 紙幣を正貨と交換する人が続出し、国立銀行の経営が悪化 「士族の特権廃止」 1873年 秩禄奉還の法 (あまり効果はあがらず) 希望者に秩禄公債と現金で数年分を一括支給 ★廃藩置県後も政府が華族・士族に支給していた秩禄(家禄・賞典禄)が政府歳出の30%を占める 給料 明治維新の功労者のみ
地租改正 (財源の安定と近代的税制確立のため) 1871年 田畑勝手作りの許可 } 1643年に徳川家光 1872年 田畑永代売買の解禁 } 時に禁止された法令 →土地所有者に地券を交付 (土地所有権が明確化される) 土地所有の証明書で1872年の地券を特に壬申地券という 1873年 地租改正条例 (地租改正は1881年までにほぼ完了) 不安定な収穫高による土地耕作者の現物納を改めて(税率は不統一)、地価の3%の地租を土地(地券)所有者に金納させる (小作料は現物納) 豊凶にかかわらず安定した税収を確保できるようになり 政府の財政基盤が確立→この資金を元に殖産興業を推進 ★政府は従来の年貢による収入を減らさぬ方針で地租を決定 ★所有権が不明な入会地(山野などの共同利用地)は官有地へ編入	1876年 秩禄処分(金禄公債証書発行条例) 華族・士族への秩禄の支給を廃止し、秩禄受給者にもとの禄高に応じて支給額の5~14年分を公債で支給 →公債は5年間の据え置きで年利5~7%を支給する ①5年間換金できず、その間は金利5~7%を受け取る ②士族は生活苦のために、商人に金禄公債証書を売却 →それを元手に商売を始めるが失敗=「士族の商法」 ③没落士族の授産事業=屯田兵制度(北海道の開拓) 1876年 廃刀令 (軍人・警官以外の帯刀を禁止)
1876年 地租改正反対一揆 (茨城・三重・愛知・岐阜・堺で発生) 茨城大一揆(真壁騒動)・三重大一揆(伊勢暴動) 1877年 地租を2.5%に軽減 ★「竹槍でドンと突き出す二分五厘」	1876年 国立銀行条例改正 (紙幣と正貨兌換義務を削除) →153行の国立銀行設立(1879)=国立銀行が不換紙幣を発行 ★金禄公債証書を銀行設立の資本金とする特例を認める

地租改正の意義

=封建的領有制が解体し、近代的な地主・自作農の土地所有権が確立

ex.(第)十五(国立)銀行(金禄公債を資本金に華族が設立)

[A] 官制改革(史料 P37) ※P58 の下部に貼り付けしておいてください



[B] 地租改正図解 (P59 対応箇所)

[NOTE]

